

習志野市農業委員会総会議事録

平成24年第5回習志野市農業委員会総会は平成24年5月22日（火）JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時より

1. 委員の出欠席 18名中 17名出席 欠席 0名

※16番は欠番

委員氏名（網かけは欠席委員）

1番 村山 龍平	2番 三代川 正夫	3番 中台 孝政
4番 木村 静子	5番 飯生 良	6番 斉藤 健次
7番 佐々木秀一	8番 海老原 健治	9番 田久保 武士
10番 伊藤 和彦	11番 相原 和幸	12番 吉野 吉雄
13番 塩田 幸太郎	14番 合間 正秋	15番 三橋 久吉

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 2番 三代川 正夫 3番 中台 孝政

1. 議案審議結果

上 程 件 承 認 1件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午前10時30分

1. 付議事項

・議案第25号 生産緑地に係る主たる従事者についての証明願いについて

・報告第9号 農地法第4条第1項7号の規定による届出について

・報告第10号 農地法第5条第1項6号の規定による届出について

議 長	それでは、只今より平成24年第5回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 欠員1名を含め17名の委員の出席をいただいています。 よって本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により 議長より指名させていただきます。 2番 三代川 正夫委員、 3番 中台 孝政委員、 両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。 それでは、議案第 25号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、 事務局より議案説明を求めます。 事務局、議案第 25号の議案説明をお願いします。
事務局	皆さんおはようございます。 議案第25号について説明させていただきます。 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について 平成24年5月7日付けで、下記のとおり生産緑地法第10条の規定に基づき、 農業の主たる従事者についての証明願いの提出があったので審議を求める。 申請者 習志野市●●●●丁目●●番●●号 ● ● ● ● 買取り申し出事由の生じた者 習志野市●●●●丁目●●番●●号 ● ● ● ● (●●) 買取り申し出予定生産緑地 (1) 習志野市●●●●丁目●●番● 登記地目 畑 現況地目 畑 面 積 363㎡ (2) 習志野市●●●●丁目●●番●の一部 登記地目 畑 現況地目 畑 面 積 302㎡のうち102㎡ 合計面積 665㎡のうち465㎡を対象とするものでございます。

議 長	続きまして、次のページに案内図がございます。 案内図の全体を見ていただきますと申請地斜線の上の部分に太い道路がございますが、これが東金街道でございまして、図面には記載がありませんが、左側に●●●●から●●●●に向かう道路がございます。 下側の南方面●●●●の●●●●付近で●●●●から奥まったところの場所になります。 次のページに構図の写しが添付してございます。 以上までが説明資料となります。以上でございます。
事務局	事務局ご苦労さまでした。 議案第 25 号の調査報告ですが、今回は、案件が 1 件であり「生産緑地の主たる従事者の証明願い」と言うこともあり、全員による現地調査は行わず、企画委員の一部で調査を行いました。事務局で、写真を撮って来ましたので、これから皆様に廻します、説明を聞きながら、ご確認ください。 それでは、現地調査報告を、事務局よりお願いします。 それでは現地調査報告をさせていただきます 現地調査は、5 月 18 日企画委員会終了後に会長、職務代理者、企画委員 3 名事務局 2 名の 7 名で行いました。 申請者は、先ほど説明のあったとおり、●●●●丁目の東金街道沿いにある●●●●さんの自宅の奥にある農地、畑が今回の申請でございます。 マラソン道路から行きますと●●●●の裏にございます。 今回、生産緑地に係る従事者についての証明願いという議案になりますが、これは、生産緑地の買取り申し出に係るそれまでの従事者であったという証明という事でご審議いただくことになります。 今回、●●●●さんは、夫の●●さんとご夫婦で農業を行っていましたが昨年 3 月 11 日に亡くなられ、●●さんご本人も●●才という高齢でもあり、今後お一人になって農業をすることが困難になるということ、また、●●●●●●さんについても健康上の問題があり、継続することが困難であるということ。 息子さんについては会社員ということで、農業をすることは難しいという事でした。 申請の農地につきましては、自家消費の野菜や菜の花などを栽培されていて、きれいに管理されております。 他に農地も所有しておりますが今後縮小していくということでした。 今回生産緑地という中で、議案の案内図の中に農地の右側になりますが●●●●

議 長	●丁目●●番●●号が●●●●さんのお近くです。お隣が●●●●さんになります。 このお二人の方で生産緑地をお持ちになっておりまして、その中で500㎡を切ってしまうと生産緑地がすべて解除されるということで、一筆の●●●番●という所が公図にありますとおり一部の申請ということになり、今回申請するということになります。 以上で議案第25号の調査報告とさせていただきます。 よろしくご審議のほどお願いいたします。 事務局調査報告ありがとうございます。 申請者の地元委員である、海老原 健治委員 何か ご意見・ご報告があればお願いします。
海老原委員	この土地は、旦那さんが亡くなるまでは、大久保直売会のメンバーでしたが、亡くなってから少しの間、娘さんが販売に来ていたのですがお母さんが高齢という事で作付けが困難になってきたので大久保直売会にも出荷が止まっているという状況です。以上です。
議 長	海老原委員、ご苦労さまでした。 これより、議案第25号の質疑に入りますが、 ご意見・ご質問等がある方は、挙手願います。 村山委員位置関係わかりますか。 ・・・・他にご意見・ご質問等ありませんか？ 合間委員何かありますか。
合間委員	先ほど娘さんが健康上に問題があると言っていたが、どこか悪いんですか
事務局	病気というか身体が弱いということです。
議 長	・・・・他にご意見・ご質問等ありませんか？ 佐々木委員何かありますか。
佐々木委員	特にないです。

議 長	木村委員何かありますか。
木村委員	おいつつですか。
事務局	●●才です。
議 長	事務局、補足説明等有りましたらお願いします。
事務局	それでは私の方からよろしいですか。 先ほど、生産緑地を残すには、５００㎡以上という中で一体として受けておりました。 ●●●●さんの土地と●●●●さんの土地が地続きで、一体として生産緑地の指定を受けていました。 公図を見ていただくとわかると思いますが、●●●●さんの土地は斜線の左のさらに上のところ道と記入のある隣に●●●番●と●●●番●とあるところが●●●●さんの農地でございます。 これを一体として生産緑地を受けていたので●●さんの土地をすべて外してしまうと●●●●さんの土地が外れてしまうので●●さんはわずか残すという中で当初今現在１０２㎡だけ●●●番●については３０２㎡だけ変えますよということなんですが、実際、●●●●さんの農地を測量してみなければどのくらいの面積になるかで、ぎりぎり５００㎡残すことで、最初に申し出る数字と測量後この数字は動いてくる可能性があります。 その場合、今回出ている証明願いについては、訂正印で面積の部分を変えていただいた形で新たに出していただく事になります。 この後買取り申し出をするようになると、当然都市計画審議会にも諮っていくことになると思います。 審議会委員の三代川さんには都市整備部から審査説明があるかと思います。
三代川委員	今、現在で●●●番●と●●●番●を足してどのくらいあるんですか
事務局	公図上●●●番●が５１㎡で●●●番●が３１３㎡、併せて３６４㎡にありますから、５００㎡から引くと１３６㎡あれば５００㎡がたもたれます。 今現在２００㎡程とってありますのでこの数字が変更される可能性があるということです。 大目に残しておけば間違いなく受けられるでしょうという形で大体を出してあるということです。

議 長	数字が変わった場合については、総会で報告いたしますが、審議については、今月の総会で結論を出し、お隣の生産緑地を含め、申請者が面積の確定をしたら報告するという事でお願いします。
事務局	はい、それは事務局よりお知らせします。
議 長	他に何か関連質問等ありますか。 質問等も無いようでございますので、裁決に入ります。 議案第 25 号の『生産緑地の主たる従事者の証明願い』について、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	ありがとうございます。 全員賛成 を持ちまして、 議案第 25 号は承認することに決しました。 よって農業委員会から証明書を発行することになりますので、事務局は手続きをお願いします。
議 長	つぎに、報告第 9 号ないし第 10 号の 「農地転用届出書の受理通知の交付について」ですが 皆様、すでに報告書はご覧いただいていることと思いますが 何かご質問等がございましたら挙手願います。 ご質問等が無いようですので、これをもちまして、 平成 24 年 第 5 回習志野市農業委員会総会を終了いたします。 次回の総会は、6 月 22 日（金）午後 3 時からとなります。